

【事務連絡】保護者の皆様へ

令和4年度における旅行・集団宿泊的行事及び校外学習実施に関する基本的な考え方 (新型コロナウイルス感染防止対応に基づく校外行事の実施について)

筑西市立嘉田生崎小学校

一昨年から続く新型コロナウイルス感染症の感染状況については、今年度も学校教育活動に大きな影響を与えると思われまます。先行き不透明な状況においても、児童が楽しみにし、その教育的意義が大きい遠足や修学旅行等の旅行・集団宿泊的行事については、今年度も実施できる方向性を見極めつつ、計画をすすめてまいります。

今年度も、新型コロナ変異株の出現やワクチン接種等の効果や進捗状況に加え、経済社会活動への回復に向けたコロナ対策の緩和など、様々な不確定要素が多く、計画・実施の判断が昨年度以上に難しくなると考えています。このような状況のなかでも、本校における基本的な考え方と実施・参加の可否等の基準を提示することで、保護者の皆様のご理解・ご協力をいただきたく存じます。以下の点について、ご理解くださいますようお願いいたします。

1 実施に当たって

- 遠足や宿泊を伴う共同生活学習、修学旅行及び校外学習については、教育的意義と学習効果を勘案し、新型コロナウイルス感染防止を前提とした計画・実施に最大限の配慮を行います。
- 行事の準備・実施に伴う授業時数削減を最小限にとどめ、臨時休校・学級閉鎖等の事態を想定して、授業進度の確保に努めます。
- 現地（行き先等）及び利用交通機関等の新型コロナウイルス感染防止対策状況を精査するとともに、感染状況が芳しくないときは予備コース等の設定など、「実施できる」方向でのコース変更も計画段階で考慮しながら、変更の際の判断基準を明確にいたします。
- 校外での移動については、学校で手配・予約したバスを利用し、不特定多数の人が利用する公共交通機関を使用しません。
- 遠足・修学旅行等の保護者による費用負担を伴う行事については、事前に参加同意書の提出を求めるとともに、参加確認後のキャンセル及び新型コロナ感染等を含むいかなる事由による不参加においても、バス代及び宿泊キャンセル料の返金ができないことを事前に告知いたします。（バス代の返金は一人当たりの旅費の増加分が大きくなってしまうため）
- 旅行・集団宿泊的行事の実施・参加の可否について、以下に判断基準を予め提示いたします。

2 実施に向けて考慮しておきたいこと（実施の可否判断の前提）

- ① 実施期日において、国・県による移動制限等を定めた宣言・措置等により、本県や現地（行き先）からの他県との往来が制限されていないこと。
- ② 本県・本市教育委員会より、旅行・集団宿泊的行事の実施に関して、予定期日における実施に対して、明確な根拠に基づいた中止・延期の指示・指導が行われていないこと。
- ③ 実施期日において、臨時休校・学級閉鎖等の措置がとられていないこと。

3 バス利用の条件（片道30分以内の校外学習におけるバス利用についても準用）

- ① バスを利用する際には、予算上可能な限り、乗車定員の50%以下を原則とする。
- ② 乗車の際は、児童間の距離を確保できるように、座席の配置を行い、旅行期間を通じて、原則、座席の変更・移動を行わないこと。
- ③ バス乗車中は、常時換気を行い、マスク着用、私語・飲食の制限を行うこと。（ガイドラインで、バス内での食事は行わないことになっています）
- ④ バス内の消毒等について、事前にバス会社との確認、現場での確認を行うこと。

4 行事実施の可否に係る判断基準

- ① 当該学年児童及び引率教員について、実施14日前から土・日・祝日を含む全日について、オンラインフォームによる健康状態等の報告が確実になされていること。
- ② 現地（行き先：見学先・宿泊先）の感染防止対策に問題がないこと。（実施1か月程度前から、担当者が詳細な情報を継続的に収集し、実施の判断材料とします）
- ③ 利用するバス会社の感染防止対策が十分になされていること。（担当者＝担任が当該バス会社の感染防止対策を事前に確認いたします）

5 児童が参加できない事由（出発時点から不参加となる判断基準）

- ① 実施期日において、新型コロナ陽性または同居家族の感染による濃厚接触による自宅待機の期間にある場合
- ② 参加予定児童が実施前々日（2日前）から、37℃以上の発熱症状や未診断の風邪症状等が続いている場合
※ 発熱を伴わない、鼻水・喉の痛み等も必ず医師の診断を受ける必要があります。
- ③ 実施当日（前日の就寝以降）、37℃以上の発熱がある場合
- ④ 日常的に服薬・医療措置等その他の配慮が必要な児童で、薬品等の自己管理や自分の服薬・措置等の実行管理等、自立的な生活行動ができない場合
- ⑤ 傷病等により、自力での移動等を含む生活動作（入浴・排便等）ができない場合
※ ①～③は「出席停止」、④・⑤は自宅学習をもって「出席」扱いとする。

☆重要☆

上記④・⑤については、はじめから「不参加」として諦めずに、参加の可能性・方法を早めに保護者・学校で協議する場を設け、「参加できる」ための方策・対応を検討します。
(学校では、個別対応のための引率増員ができないため、保護者の協力等などの合意形成を行いたいと考えています)

6 修学旅行・宿泊学習の日程途中での中止等について

- ・ 旅程途中における緊急事態、事故及び現地の安全状況の急変等により、旅行の安全かつ円滑な実施が困難、または困難となる可能性が大きい場合は、学校として日程途中での中止等の決定をとる場合があることを予めご了承ください。
- ・ 旅行そのものが中止の事態に至った場合は、現況及び以後の対応について学校よりお知らせいたします。

7 参加児童が日程途中で参加の継続ができなくなった場合

- ・ 事故や体調の悪化等で旅行に同行あるいは、活動に取り組むことができなくなった場合は、保護者に連絡し、以降の対応・措置について決定いたします。

8 遠足・修学旅行・宿泊学習実施・参加の基本的なフロー



